

# 商工こすど かわら版

第260号  
小須戸  
商工会

〔2月の花 梅〕



**新潟県からのお願い  
まん延防止等重点措置の  
適用に伴う事業者へお願い**

新潟県での新規感染者数の急激な増加を踏まえ、一月二十一日(金)から二月十三日(日)までの期間において、県内全域に、まん延防止等重点措置の適用が決定しました。

県民の生命及び健康を確保するとともに、生活に不可欠な事業等を継続するためには、県民・事業者の皆さまから、これまで以上に感染防止対策を徹底いただくことが必要です。

**重点措置の適用に伴い、県民・事業者の皆さまに対して、次のことを要請しますので、ご協力お願いいたします。**

- **事業者の方へお願い**  
テレワークやウェブ会議の活用、時差出勤の拡大などにより、出勤者数の削減、接触機会の低減の取組を推進すること。
- **従業員の体調管理を徹底**（出勤前の検温等）し、体調の悪い人は出勤しない・させないこと。
- **授業員の同居家族等に体調不良者**

がいる場合は、積極的に検査を勧めること。

■ **職場での集団感染が発生している**ことを踏まえ、感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり（休憩室・更衣室・喫煙室・食堂等）に注意すること。

■ **社会機能の維持のため業務継続の**仕組みを構築すること。

■ **県民の方へお願い**  
混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える。

■ **不要不急の県外との往来は極力控**える。

**飲食店へお願い**

■ **営業時間は五時～二十時まで**（酒類の提供禁止）。ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、営業時間五時～二十一時（酒類の提供は二十時まで）を選択可能。

■ **同一グループの同一テーブルでの**会食は四人以内。

※ **いずれも協力金の支給あり**  
※ ワクチン・検査・パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施

による人数制限の緩和は行わない

■ **形式を工夫する**（着座・お酌はN G・定員50%以下・座席を離す・短時間）

【問い合わせ】  
新潟県産業労働部産業政策課（柄澤・宇治） ☎〇二五二一八〇一五二三

## コロナの影響で売上が減少している方へ 事業復活支援金のお知らせ

中小企業庁では、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

申請は必ず商工会をはじめとした認定支援機関の事前確認が必要です（事前申請は予約が必要）。事前確認を受けた後、申請ができます。

なお、確定申告時期と重なるため、事前確認のみの方については優先して実施しますが、申請までの支援を希望される方は三月中旬以降になることもありますので、予めご了承ください。

ださい。

【申請期間】

令和四年一月三十一日(月)～

五月三十一日(火)

【事前確認に必要なもの】

- ① 履歴事項全部証明書(法人)
- ② 本人確認書類(個人)
- ③ 基準期間の確定申告書の控え
- ④ 対象月の売上台帳等
- ⑤ 振込先の通帳
- ⑥ 宣誓・同意書
- ⑦ 基準月の売上に係る帳簿
- ⑧ 基準月の売上に係る一取引分の請求書・領収書等
- ⑨ 基準月の売上に係る通帳等

【申請する際に必要なもの】

- ① 事前確認に必要な書類①～⑨
- ② メールアドレス

支援金の対象者などの詳細は同封のチラシをご覧ください。

商工会・青色申告会による

## 決算申告相談会のご案内

今年も小須戸商工会と小須戸青色申告会共催で、税理士による決算申告相談会を開催いたします。

無料です。是非、ご利用下さい。

◎日 時  
令和四年二月十七日(木)、  
三月三日(木)、三月十日(木)  
いずれも午前十時～午後四時

◎会 場：小須戸商工会館  
◎相談員：関東甲信越税理士会

新津支部 派遣税理士

川村 巧磨 先生

☆ご相談には事前に予約が必要です。  
商工会までお申込み下さい。

☆原則、事業所得等の決算書が完成している方が対象となります。

◇令和三年分確定申告・納付期限は、次のとおりです。

- ・所得税 令和四年三月十五日(火)
- ・個人事業者の消費税・地方消費税 令和四年三月三十一日(木)

※振替納税ご利用の場合、所得税の振替日は四月二十一日(木)、消費税・地方消費税の振替日は四月二十六日(火)です。

※かわら版一月号でもご案内いたしました。当会へ確定申告の相談指導を依頼される方につきましては、**申告に必要な書類と一緒にお知らせハガキ(又は通知書)をご持参ください。**

※確定申告に伴い、公的年金の源泉徴収票や社会保険料払込額証明書、生命保険料の払込額証明書など各証明書類が関係機関から発送されていきます。

これらの書類は、確定申告を電子申告する場合でも必ず保管が義務付けられており、商工会で確定申告の代理送信を行う際にも必ず必要です。これらの証明書を紛失してしまつた方は、各機関に電話による再発行の手続きを取っていただくようお願いいたします。なお、再発行には数週間お時間がかかることが予想されますので、手続きはお早めにしていただくようお願いいたします。

**厚生労働省からのお知らせ**  
**「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための注意事項**

厚生労働省では、いわゆる「シフト制」で労働者を就労させる際に、使用者に留意していただきたい内容をまとめています。労働者も納得した上でルールを定め、労働関係法令を守り、トラブルを予防するよう努めてください。

**【注意事項】**

- 一・労働条件の明示  
労働契約の締結時には、労働者に対して次の労働条件を明示しなければなりません。  
(書面で交付が義務の事項)  
・契約期間

・期間の定めがある契約を更新する場合の基準

- ・就業場所、従事する業務
- ・始業・終業時刻、休憩、休日など
- ・賃金の決定方法、支払時期など
- ・退職（解雇の事由を含む）
- ・昇給

(定めをした場合に明示しなければならぬ事項)

- ・退職手当 ・賞与など ・食費、作業用品などの負担 ・安全衛生 ・職業訓練 ・災害補償など
- ・表彰や制裁 ・休職

二・シフト制労働契約で定めることとが考えられる事項

- トラブル防止の観点から、シフト制労働契約では、シフトの作成・変更・設定などについても労使で話し合つてルールを定めておくことが考えられます。
- 三・就業規則の作成

■常時十人以上の労働者を使用する使用者は、「始業及び終業の時刻」や「休日」に関する事項などについて、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません。その他の注意点は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_22954.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html)

**商工会費の納入及び  
会員従業員数実態調査協力  
のお願い**

商工会費について、会員の皆様から毎年四回に分けて口座振替等で納入していただいております。つきましては、令和三年度分第四回目の会費の納入について次の日程で口座振替をさせていただきます。

【口座振替日】  
令和四年二月十八日(金)

商工会の口座にお振込みされる場合は、こちらの口座へ入金をお願いします。振込手数料は会員様のご負担でお願い致します。

【振込先】  
銀行名 第四北越銀行小須戸支店  
普通預金 〇七〇〇〇六九  
口座名義 小須戸商工会

◎商工会では会費の賦課並びに適正な商工会の管理運営のため毎年、会員従業員数の実態調査を行っています。つきましては、同封の案内をご覧ください。変更がある方はご報告をお願いします。